

## 特名随意契約理由書

1. 案件番号 上水6E-016
2. 案件名 第二排水処理場 排水処理設備補修
3. 案件場所 宝塚市 すみれガ丘4丁目（惣川浄水場） 地内
4. 契約期間 契約日から 令和7年(2025年) 3月 31日
5. 契約相手 住所：大阪市西区境川2丁目1番44号  
社名：株式会社 栗田機械製作所
6. 指定理由  
(根拠)  
地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号  
宝塚市水道事業及び下水道事業会計規程 第91条  
  
(指定理由) 当該補修は経年劣化により処理能力の低下が見受けられる排水処理設備の機能回復のため、各種消耗部品の取替を行うものである。  
それに伴う当該設備の補修には既設部品と同等部品による取替が必要不可欠であり、かつ同設備の構造等を熟知している業者でなければ、補修後における責任体制が不明確となるなど著しい支障が生じる恐れがあるため、他社での補修作業は困難である。  
よって、当該設備の製作設置および保守点検等を現在継続して行っている上記業者との随意契約を行うものである。
7. 問い合せ先 課名：浄水課（惣川浄水場） Tel(0797)84-6571